

報告第 5 5 号

平成 1 5 年 1 1 月 2 0 日承認

環境部会ごみ処理施設分科会の事務事業調整方針について

環境部会ごみ処理施設分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 2 0 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

報告第55号

協 議 会 報 告 項 目

環 境 部 会

ごみ処理施設分科会 7-3

津 地 区 合 併 協 議 会

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹 事 会 確 認 日	備 考
		1回	2回	3回		
7 - 3 - 1	ごみ処理施設	7/3	10/30		11/11	
7 - 3 - 2	ごみ処理施設焼却炉運転業務(体制)	7/3	10/30		11/11	
7 - 3 - 3	ごみ処理施設使用料	7/3			7/17	協議会協議項目
7 - 3 - 4	ごみ処理施設ダイオキシン類調査(排ガス、作業環境)	7/3			7/17	
7 - 3 - 5	ごみ処理施設ダイオキシン類調査(周辺環境)	7/3			7/17	
7 - 3 - 6	ごみ処理施設灰搬送(廃棄物処理センター)	7/3			7/17	
7 - 3 - 7	ごみ処理施設操業に関する協定	7/3	10/30		11/11	協議会協議項目
7 - 3 - 8	津地区広域圏粗大ごみ処理施設組合に関する施設	7/3	10/30		11/11	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	環境部会	調整の内容	1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 2. 現行のまま新市に引き継ぐ。
関係項目		分科会	ごみ処理施設分科会		

区分	構成市町村の現況				調整の具体的内容
	津市西部クリーンセンター (津市) 所在地 津市片田田中町	クリーンセンターおおたか (久居地区広域衛生施設組合) 所在地 久居市森町 構成 久居市、香良洲町、一志町、 白山町、美杉村、三雲町、嬉野町	河芸町美化センター (河芸町) 所在地 河芸町大字久知野	安芸美清掃センター (安芸美地区清掃処理施設組合) 所在地 芸濃町大字北神山 構成 芸濃町、美里村、安濃町	
1 ごみ処理施設	処理対象ごみ ・家庭系廃棄物の内、燃やせるごみ。 ・事業系一般廃棄物の内、燃やせるごみ。 ・産業廃棄物の内、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第1号に掲げる紙くず。 処理能力 ・240トン/24h (120トン/24h×2基) 連続燃焼式ストーカ炉	処理対象ごみ ・家庭系廃棄物の内、燃やせるごみ。 ・事業系一般廃棄物の内、燃やせるごみ。 処理能力 ・195トン/24h (97.5トン/24h×2基) 連続燃焼式ストーカ炉	処理対象ごみ ・家庭系廃棄物の内、燃やしてもよいごみ。 ・事業系一般廃棄物の内燃やしてもよいごみ ・産業廃棄物の、内紙くず。 処理能力 ・20トン/8h (10トン/8h×2基) 機械化バッチ焼却炉(ストーカー方式)	処理対象ごみ ・家庭系廃棄物の内、燃やせるごみ。 ・事業系一般廃棄物の内、燃やせるごみ。 処理能力 ・20トン/8h (10トン/8h×2基) ストーカー炉	各施設ごとに収集日等の関連があるので、現行のまま新市に引き継ぐ。
2 ごみ処理施設焼却炉運転業務(体制)	運転業務の民間委託。(年間契約) 業務内容 4班2直制で焼却炉の運転、ごみクレーンの操作、機器の保守点検、中央操作室での監視等を24時間体制で行う。 処理実績 ・日平均焼却量 平成11年度 163トン 平成12年度 150トン 平成13年度 158トン ・年間焼却量 平成11年度 59,600トン 平成12年度 54,400トン 平成13年度 55,900トン 受入時間 月～金 8:30～16:30 (昼休み12:00～12:45) 休業日 土・日、祝・休日1/1～1/3	直営 4班3交替 処理実績 ・日平均焼却量 平成11年度 116トン 平成12年度 119トン 平成13年度 120トン ・年間焼却量 平成11年度 30,194トン 平成12年度 30,790トン 平成13年度 31,176トン 受入時間 月～金 8:30～17:00 (祝日を含む) (昼休み12:00～13:00) 休業日 土・日、12/31～1/3	直営 正職員2名、臨時雇用5名 業務内容 焼却炉の運転、ごみクレーンの操作、機器の保守点検、中央操作室での監視等。 ・臨時雇用職員の任用、賃金社会保険等の事務 処理実績 ・日平均焼却量 平成11年度 19トン 平成12年度 19トン 平成13年度 19トン ・年間焼却量 平成11年度 4,047トン 平成12年度 4,160トン 平成13年度 4,324トン 受入時間 月～金 8:30～17:00 (昼休み 12:00～13:00) 土 8:30～12:00 (焼却無) 休業日 日、祝・休日、12/31～1/3	直営 8時間運転で、職員がクレーン操作、焼却業務 事務組合一般庶務業務(議会等) 4名 局長のみ出向している 1名 処理実績 ・日平均焼却量 平成11年度 16トン 平成12年度 12トン 平成13年度 15トン ・年間焼却量 平成11年度 4,406トン 平成12年度 3,669トン 平成13年度 3,845トン 受入時間 月～金 8:30～17:00 (祝日を含む) (昼休み 12:00～13:00) 休業日 土・日、12/29～1/3	現行の状態、施設を継続して稼働させていく。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	環境部会	調整の内容	3. 4. 現行のまま新市に引き継ぐ。
関係項目		分科会	ごみ処理施設分科会		

区分	構成市町村の現況				調整の具体的内容
	津市西部クリーンセンター	クリーンセンターおおたか	河芸町美化センター	安芸美清掃センター	
3 ごみ処理施設使用料 協議会協議項目	廃棄物の重量が20キログラム以下の場合、220円 廃棄物の重量が20キログラムを超える場合、220円に20キログラムを超える部分に係る廃棄物の重量10キログラムについて110円を加算した額	100キログラム当り1,500円とする。ただし、100キログラム未満にあつては1,500円とする。 (平成14年10月1日改正)	10kgにつき60円	キログラム20円 10キログラム単位	
4 ごみ処理施設ダイオキシン類調査(排ガス、作業環境)	○排ガス中ダイオキシン類調査 1号炉、2号炉各年1回調査を実施する。 結果は公表する。 ○作業環境におけるダイオキシン類調査 新館、旧館それぞれで年2回調査を実施する。 ・新館の調査箇所 灰押出機周辺、灰積出室周辺、排ガス処理室周辺(バグフィルタ周辺含む)、集じん灰安定化処理室周辺 ・旧館の調査箇所 主灰コンベア周辺、灰出し作業場周辺、バグフィルタ周辺、排ガス減温塔周辺 ・結果の周知 調査結果については、職員はもとより受託業者に周知し、管理区域に応じた保護対策を講じる。	○排ガス中ダイオキシン類・大気汚染防止法規制対象物質等は1号炉・2号炉各年2回実施。 ○飛灰中ダイオキシン類は年2回実施。 ○焼却灰中ダイオキシン類は年2回実施。 ○作業環境におけるダイオキシン類調査は年2回調査を実施する。	○排ガス中ダイオキシン類調査 1号炉、2号炉各年1回調査を実施する。 結果は公表する。 ○作業環境におけるダイオキシン類調査 年2回実施 (※H13年度は、旧美化センター付近の土壤中のダイオキシンの測定を行った)	○排ガス中ダイオキシン類調査 1号炉、2号炉各年1回調査 ○作業環境におけるダイオキシン類調査 粉じん調査 年2回	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等で定められたものである。あり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	環境部会	調整の内容	5. 現行のまま新市に引き継ぐ。 6. 現行のまま新市に引き継ぐ。
関係項目		分科会	ごみ処理施設分科会		

区分	構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
	津市西部クリーンセンター	クリーンセンターおおたか	河芸町美化センター	安芸美清掃センター	
5 ごみ処理施設ダイオキシン類調査（周辺環境）	<p>ダイオキシン類に係る大気、水質、土壌の環境調査を民間委託する。</p> <p>調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気 6箇所（各箇所毎年4回実施） ・水質 溜池7箇所（各箇所毎年1回実施） ・土壌 5箇所（各箇所毎年1回実施） <p>結果 調査結果が出次第、その都度、周辺地域住民に報告する。 その他 環境基準を上回った場合、再調査を実施する。</p>	<p>土壌中のダイオキシン類は、おおたか周辺5箇所から採取し平成13年度から隔年で実施。調査結果については、その都度、周辺地域住民に報告する。</p>	<p>H13年度に旧美化センター付近の土壌について測定する。</p>	<p>ダイオキシン調査に係る水質・土壌調査 民間委託 調査 土質 1箇所（年1回） 水質 2箇所（年1回） 結果 年1回3月に4地区代表住民に報告。</p>	<p>それぞれの施設の設置時に於いて、地元地区等との経緯があり、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>
6 ごみ処理施設灰搬送（廃棄物処理センター）	<p>（財）三重県環境保全事業団が三重県四日市市小山町地内に廃棄物処理センター中間処理施設として、設置する溶融処理施設に西部クリーンセンターから排出する焼却灰・飛灰を搬送し、資源化を行う。</p> <p>灰搬送体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬送予定数量 年間約9,000トン ・搬送方法 民間委託 ・搬送車両（市で購入） 車種 22トン車（深煽りダンブ型式）×2台 最大積載量 10,000kg ・搬送回数 1台当たり1日、2～3回の予定 	<p>同左</p> <p>灰搬送体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬送予定数量 年間約4,500トン ・搬送方法 民間委託 	<p>同左</p> <p>灰搬送体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬送予定数量 年間約730トン ・搬送方法 直営 ・搬送車両 最大積載量4t 1台 ・搬送回数 1日1回の搬送予定 	<p>同左</p> <p>灰搬送体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬送予定数量 年間約521トン ・搬送方法 直営 ・搬送車両 安芸美センターの現車両（4トン車）で搬送する。 ・搬送回数 2日に1回程度 	<p>同左</p>

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	環境部会	調整の内容	7.
関係項目		分科会	ごみ処理施設分科会		

区分	構成市町村の現況				調整の具体的内容
	津市西部クリーンセンター	クリーンセンターおおたか	河芸町美化センター	安芸美清掃センター	
7 ごみ処理施設操業に関する協定 協議会協議項目	当センターが昭和54年に操業して以来、地元地区と当該協定を締結し、その内容については、5年毎に見直している。 協定の概要 1日の処理量を制限していること。 公害防止対策として、 ・排ガス、騒音を基準値以下とすること。 ・臭気が場外へ漏洩しないこと。 ・大気、水質、土壌の周辺環境調査を実施すること。 などを規定していること。 搬入車両の安全運行、衛生面を規定していること。 地域住民の当センターへの立ち入り権を規定していること。 当該協定の適正な運用を図るため、地域住民で組織する公害防止協議会を市と住民の連絡協議機関として位置付けていること。	平成6年施設建設時に地元地区と覚書・補償協定・公害防止協定を締結。 (概要) ・将来建替えが必要な場合は、地元と協議する。 ・施設への搬入道路使用規制あり。 ・公害対策協議会の設置。	平成7年施設建設前に地元地区と覚書・補償協定を締結。 (概要) ・美化センター運転時に故障が発生した時は、即時運転を停止して迷惑のかからないようにする。	昭和61年操業以来地元地区と覚書・公害防止協定締結。 (概要) 公害防止協定の締結 公害防止対策 ・排ガスを基準値以下にすること。 ・汚水は放流しない。 ・焼却灰は北神山地区以外に搬出すること。 ・一般廃棄物以外焼却しない。 ・協定期限は平成20年3月末日と定める。また、協議の上再協定できる。 20年間操業期限に関する覚書 ・1号炉は平成18年3月末日をもって撤去する。	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	環境部会	調整の内容	8. 現行のまま新市に引き継ぐ。
関係項目		分科会	ごみ処理施設分科会		

	構成市町村の現況	
区分	白銀環境清掃センター (津地区広域圏粗大ごみ処理施設組合) 所在地 津市片田中町 構成 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村、嬉野町	調整の具体的内容
8 津地区広域圏粗大ごみ処理施設組合に関する施設	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期最終処分場 埋立面積 85,000㎡ 埋立容積 1,570,000㎡ サド イチ工法及びⅡ工法 ・浸出水処理施設 ・破砕処理施設 ・リサイクルプラザ (空びん選別施設、ペットボトル減容施設) 	